

市立井田病院の災害拠点病院への早急な指定を求める意見書

国は、災害時における初期救急医療体制の充実強化を図ることを目的として、都道府県に対し、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、災害時には重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、医療救護活動において中心的な役割を担うものを災害拠点病院として指定することを求めており、本年4月1日時点において全国で755の病院が災害拠点病院として指定されている。

しかしながら、災害拠点病院の指定要件においては、東日本大震災を契機として病院機能の維持に必要な全ての施設の耐震化について明記されたのに対し、洪水・内水や道路冠水による病院へのアクセス支障への対策については明記されておらず、ハザードマップを参考とした自家発電機等の設置場所の検討を求めるにとどまっている。

本市内で指定されている6箇所の災害拠点病院のうち、5箇所の災害拠点病院が洪水浸水想定区域内に立地しており、昨今の豪雨や台風等による災害の激甚化を鑑みると、浸水等の災害時に地域や近隣病院の拠点となるべき本来の役割を果たせないおそれがあり、とりわけ、川崎南部保健医療圏においては、3箇所全ての災害拠点病院が洪水浸水想定区域内に立地しているため、地域医療が機能不全に陥ることが想定される。

一方、川崎南部保健医療圏に属する市立井田病院は、高台に立地しているため水害に強く、また、災害拠点病院に準ずる設備・機能を有しており、今後の浸水等の災害時における医療救護活動への貢献に期待が高まっている。

よって、県におかれては、災害時の救急医療体制の更なる充実強化を図るため、洪水浸水想定区域外に立地する市立井田病院を災害拠点病院に指定されるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税  
財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延は終息の兆候が見えない中、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しており、その影響は地域経済にも及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源が激減することが避けがたい状況である。

地方自治体においては、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られており、巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい財政状況になることは確実である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。
- 2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。また、令和2年度の地方税収が大幅な減収となった場合、思い切った減収補填措置を講じるとともに、地方消費税交付金を減収補填債の対象に含めるなど弾力的に対応すること。
- 3 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 4 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であるため、制度の根幹に影響する見直しや国の経済対策に用いることは断じて行わないこと。また、このことは都市運営の貴重な財源となる事業所税についても同様とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

まち・ひと・しごと創生担当大臣

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書

平成29年6月、110年ぶりに国会にて可決、同年7月に施行された性犯罪に関する刑法の改正案は、強かん罪を強制性交等罪に名称変更し、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、非親告罪とされるなど、画期的な法改正であったものの、成立要件として暴行又は脅迫を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分であるとの意見が当初から存在したため、多くの附帯決議が付されるとともに、施行後3年を目途に再度検討することとされた。

この法改正により、従前より多くの事例が強制性交等罪等として成立するようになったが、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、改正以降も加害者が無罪となる例が相次いでおり、平成30年4月に法務省に設置された性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループにおいても、実態と法律がかい離している現状を鑑み、更なる法改正を求める意見が出されている。

改正法の施行後3年目となる今年、政府は、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を決定し、令和4年度までの3年間を集中強化期間とするとともに、その取組の一つとして、法務省に性犯罪に関する刑事法検討会を設置し、性犯罪に係る法改正の要否等について検討を進めているが、弱い立場に置かれた多くの被害者が救われず、加害者に厳正な処罰がなされない恐れがある状況の改善のためには、更なる法改正は必須である。

よって、国におかれては、刑法の更なる改正に向け、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討すること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大とともに、地位関係性を利用した性犯罪に関する規定について検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 公訴時効期間の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
法務大臣

意見書案第13号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年10月6日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者 川崎市議会議員 橋本 勝

〃 山田晴彦

〃 岩隈千尋

## 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、日常生活における接触機会の削減やソーシャルディスタンスの確保の取り組みが進む中、従来の対面でのやり取りを前提としていた社会経済活動に関する様々な課題が浮き彫りとなっている。

このような状況の中、政府は、本年7月17日に世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を閣議決定し、我が国をデジタル技術により強じん化させ、経済を再起動するとの考えの下、国民の利便性の向上や効率化の追求などを目指し、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、同年6月の第32次地方制度調査会の答申においては、社会全体で徹底したデジタル化を進めることにより、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できると指摘されており、国の果たすべき役割について大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられている手続について、電子文書の適正な管理や個人情報の安全性に配慮しつつ、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。
- 2 地方自治体間で同一の法令等に基づき実施する事務については、業務プロセスの標準化を図るとともに、地方自治体が広域クラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方自治体の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方自治体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

行政改革担当大臣

デジタル改革担当大臣

情報通信技術（IT）政策担当大臣

意見書案第14号

市民の命と健康を支える医療機関等への更なる支援を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年10月6日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

## 市民の命と健康を支える医療機関等への更なる支援を求める意見書

すべての医療機関は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、感染症の拡大防止に全力を挙げて取り組んでおり、さらに、役割分担をしながら、地域の医療提供体制の構築に寄与している。

しかしながら、感染症患者を受け入れている病院では患者の受入れに備えて空床を確保するなど、入院患者数を制限しており、また、受け入れている病院においても、感染することを心配して受診を控える人が急増していることから、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により経営が悪化している。

神奈川県保険医協会が4月に行ったアンケートに回答した医療機関のおよそ8割が、外来患者数が前年同月に比べて減少していると回答しており、その後のアンケートでも患者数の落ち込みは回復しておらず、医療機関の利益が大幅に減っていることが明らかになっている。

政府は新型コロナウイルス感染症の重症及び中等症患者の治療に対する診療報酬を3倍に引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、空床確保料等を拡充することとしたが、受診患者数の減少による医療機関の減収には対応しておらず、これらの措置だけでは不十分である。

財政的な支援がなければ、感染症患者を受け入れている病院だけでなく、多くの医療機関は経営を継続することが困難となり、地域の医療提供体制の崩壊につながりかねず、一日も早い支援が求められている。

よって、国におかれては、地域の医療提供体制を維持し、市民の命と健康を支えるため、医療機関等への減収を補填する制度を早期に創設することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣